

# 空家の適正な管理をお願いします

近年、空家が増加し続けており、適正な管理が行われていない空家が防災・防犯、住環境に深刻な影響を及ぼし、大きな社会問題となってきました。

これらの背景を踏まえ、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、空家の所有者に適正な管理が求められるようになりました。

また、管理不全により周囲に著しく影響を及ぼしている空家（特定空家等）に指定された場合、町からは正措置の助言・指導通知をさせていただき、通知に応じていただけない場合には、さらに勧告を行うこととなります。

## 空家の放置

適切な管理をせずに放置すると様々な問題が発生します。

- ① 損壊や倒壊
- ② 住環境の悪化
- ③ 景観の悪化
- ④ 防犯性の低下

## 特定空家等とは

- ① 倒壊等著しく保安上危険となるおそれのあるもの

② 著しく衛生上有害となるおそれのある状態のもの

③ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態のもの

④ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態のもの

## 特定空家等に指定されると

特定空家等に指定され、勧告されると土地の固定資産税の住宅用地特例が受けられなくなります。

このように空家を放置すると様々な問題が生じ、近隣にも影響を与えるため、定期的に建物の状況を確認するなど適正に管理する必要があります。

住んでいるときから、将来を見据えて権利関係や登記、相続などについても整理準備しておくことが大切です。

## お問い合わせ

◆生活安全課 生活環境G  
☎(84)3618 (直通)

# ごみの野焼きは法律で禁止されています

ごみの野外焼却（野焼き）は、例外として認められている場合を除き、法律によって禁止されています。

## 野焼きの例外

野焼きの例外としては、次の6項目があります。

- ① 構造基準を満たした焼却炉による焼却行為  
（県知事の許可を受けている特定小型焼却炉）
- ② 災害の予防や応急対策、復旧のために必要な焼却  
（災害時の木くず等の焼却や消防防災訓練による焼却など）
- ③ 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な焼却  
（どんど焼き、かがり火、たいまつなど）
- ④ 教育活動の一環として行われる焼却行為  
（キャンプファイヤー、土器の製作に伴う木くずの焼却、飯ごう炊飯による焼却など）
- ⑤ 農業、林業、漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却行為
- ※廃ビニールの焼却は不可
- ※稲わら等の有効活用に関しては、広報ごか9月号へ掲載されていますので、参考にしてください。

- ⑥ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる燃焼行為であつて軽微なもの  
（落ち葉たき等）
- ※一般家庭から出る生活ごみは不可

これらの例外にあてはまる野焼きをする場合でも、周辺への生活環境には十分配慮して、ご近所の迷惑にならないようお願いします。

## お問い合わせ

生活安全課 生活環境G  
☎(84)3618 (直通)

平成29年度  
境警察署管内による  
野焼き検挙件数  
0件

